

米軍嘉手納基地所属の空軍兵による銃所持脱走事件に対する意見書

平成30年12月6日、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が、基地から拳銃を持って脱走し、読谷村宇座の民間住宅地で憲兵隊に逮捕される事件が発生した。

沖縄県警察本部刑事企画課などによると、事件は12月6日午後3時45分頃、米軍側から「米空軍兵1人が行方不明になり、拳銃を所持している疑いがある。」との通報を受けて発覚した。県警本部や沖縄警察署などは、警戒態勢を敷き発砲に備え防弾用の装備品を着用し捜索に当たり、事件発覚から約2時間後の午後5時45分頃、憲兵隊が脱走兵を確保した際に、車内から拳銃と実弾15発が発見された。米兵が身柄を拘束された現場周辺は、小学校や公民館、公園、観光施設などがある民間住宅地であり、地域住民に大きな不安と恐怖を与えたばかりではなく、生命に関わる重大な事件であるにもかかわらず、地元自治体への通報は翌日とのことであり、断じて許されるものではない。

本町においても、平成26年10月30日、キャンプ桑江の居住地区で、ライフル銃を所持した米海兵隊員が自宅に立てこもる事件が発生し、基地内の住民や基地内で働く日本人従業員が一時避難する事件が発生した際にも、北谷町への一報は事件の収束後で、未だに事件についても、詳細は明らかにされていない。

本町議会は、米軍人・軍属による事件が発生するたびに、原因の究明、綱紀粛正、再発防止、即時通報等を求めてきたが、米軍が努力を尽くしているとは言い難く、到底容認できるものではない。繰り返されるこのような現状に強い憤りを禁じえない。

よって、本町議会は町民の生命・財産・安全を守る立場から米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 事件の原因究明とその結果を公表させること。
- 2 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 3 米軍の武器管理体制と通報体制を厳格に遵守し、迅速な情報提供を行わせること。
- 4 被疑者の沖縄での居住地と在留期間を明確に示し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成し、公表すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 日本国の憲法・法令を尊重し、米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長